

公募公告

次のとおり公告します。

1. 公募に付する事項

- (1) 業務名 福岡合同庁舎新館熱源設備の分解整備業務
- (2) 業務期間 契約締結日の翌日から令和3年12月17日まで
- (3) 概要 本業務は、福岡合同庁舎新館の熱源設備である空気熱源スクリーヒートポンプ圧縮機及び主電動機の分解整備の業務を委託するものである。(詳細は、仕様書(別途貸与)参照)。
この公募は、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者がいるか確認する目的で行うものである。

2. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和元・2・3(平成31・32・33)年度一般競争(指名競争)参加資格(物品製造等)(全省庁統一資格)において、資格の種類が「役務の提供等」に登録のある者であって、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、九州・沖縄地域の資格を有する者であること。又は、申込みの提出期限までにその資格を有する者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立をしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。なお会社更生法に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立をした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において、競争参加資格の再認定を受けている者であること。
- (5) 当局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、または同担当官等が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等当局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。
- (8) 仕様書に掲げる条件を満たす者であること。
- (9) 提出書類を下記3の期限までに提出し、その審査に合格した者であること。

3. 公募申請書等の提出期限及び場所

参加を希望する者は、次に掲げる申込先から関係書類を受け取り、内容を確認の上、仕様を満たす場合には提出期限までに公募申請書等必要書類を提出すること(簡易書留による提出可)。

- (1) 申込先 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎1階
福岡財務支局合同庁舎管理官電話：092-472-1298
- (2) 提出期限 令和3年10月11日(月曜日)から令和3年10月22日(金曜日)17時00分まで
- (3) 受付時間 9時30分から12時00分及び13時00分から17時00分 ただし、土曜日及び日曜日を除く
- (4) 提出書類 公募申請書、応募者の概要が分かるもの(企業概要等)、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し、委任状(入札及び見積等を代理人又は復代理人が行う場合)、指名停止等に関する申出書、誓約書及び役員等名簿、仕様内容を満たす理由書(任意様式)

4. 現場説明

実施しない。

5. 契約者の決定

公募申請書等必要書類を提出した者のうち、上記2に掲げた要件を満たす応募者が複数いる場合は、一般競争入札を行い、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者として決定の上、契約手続を行うこととする。また、応募者が1者の場合は、その者と随意契約による契約手続を行うこととする。

6. 申請書の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の申請書は無効とする。

7. その他

- (1) 公募申請書において使用する言語は日本語とする。
- (2) 契約内容等の詳細については、上記申込先まで照会すること。

以上公告する。

令和3年10月11日

支出負担行為担当官
福岡財務支局財務主幹 初岡 直子